

台風時における生徒の登校について

- 1 生徒の登校する以前に、名古屋地方気象台から西尾市に暴風警報が発表されている場合
 - (1) 始業時刻 2 時間前までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。
 - (2) 始業時刻 2 時間前より午前11時までに警報が解除された場合は、解除後 2 時間を経て授業を始める。
 - (3) 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。

西尾市に暴風警報が発表されていない場合、あるいは、上記 (1) (2) のように解除された場合においても、各生徒の居住地または通学時に通過する市町村において暴風警報が発表・継続されている場合や、道路の冠水・河川の増水等により登校が危険な場合、および交通機関の途絶等により登校が困難な場合は、生徒は登校しなくてよい。

- 2 生徒の登校後に、名古屋地方気象台から西尾市に暴風警報が発表された場合
授業を中止し、安全を確認して速やかに下校させる。ただし、通学路の通行が危険と認められる時や、通学距離等により帰宅が困難と認められる時は、当該生徒の安全を校内において確保する。

特別警報発表時における生徒の登下校について

- 1 生徒の登校する以前（午前0時以降）に、名古屋地方気象台から西尾市に暴風特別警報又は大雨特別警報が発表された場合、当日の授業は、特別警報の解除の有無に関わらず実施しない。生徒は終日登校してはいけない。
- 2 生徒の登校後に名古屋地方気象台から西尾市に暴風特別警報又は大雨特別警報が発表された場合、即刻授業を中止し、安全を確認して下校させる。ただし、通学路の通行が危険と認められる時や、通学距離等により帰宅が困難と認められる時は、当該生徒の安全を校内において確保する。